

一般競争入札（総合評価落札方式）に関する質問及び回答（Q&A）

最終更新日 2025 年 7 月 11 日

独立行政法人情報処理推進機構

件名：令和 7 年度日 EU 間における教育クレデンシャルの相互運用に係る実証

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答	回答 掲載日
1	III 仕様書	p.16	3.1.1 実証対象とする ユースケース	「EU 提供ウォレット」「EU 側発行者」といった記載があることから、EU 側ベンダー提供のシステムとの疎通を実機検証するものと想定しています。 本実証へ参加する EU 側のベンダーまたは団体は決まっていますでしょうか。 また、決まっている場合、該当のベンダーまたは団体の名称を開示頂くことは可能でしょうか。	ベンダーを含め EU 側のステークホルダーに関しては決まっていないと承知しております。	2025 年 7 月 3 日
2	V 評価項目一覧	p.34	2 技術等の評価項目、 評価基準及び配点 1.2.3 実証要件	「実証内容及び実証項目について、今後 EU 側との調整が必要であること、柔軟な対応をするための体制整備が必要であることを踏まえた内容になっているか。」と記載がありますが、EU 側ベンダーとの調整について、発注者と受注者にて調整する内容として期待されている	技術的事項を中心に、受注者による調整がより効果的・効率的な内容については受注者が調整を担うことを想定しております。当該内容以外について受注者が調整を担うことは基本的には想定しておりません。	2025 年 7 月 3 日

				ものは何になりますでしょうか。	※「EU ベンダーと発注者、EU ベンダーと受注者の調整内容をそれぞれ聞いている」のか、「EU ベンダーとの調整に向けて発注者と受注者間（国内）の調整内容を聞いている」のか、判然としないため、前者を前提とした回答を記載しています。	
3	V 評価項目一覧	p.34	2 技術等の評価項目、 評価基準及び配点 1.2.3 実証要件	「実証内容及び実証項目について、今後 EU 側との調整が必要であること、柔軟な対応をするための体制整備が必要であることを踏まえた内容になっているか。」と記載があります。 今回の実証では EU 側のウォレット事業者との調整以外に他の事業者・大学などとの調整も発生しますでしょうか。	ベンダーを含め EU 側のステークホルダに関しては決まっていないと承知しております。このため、今後 EU 側のウォレット事業者以外に調整が発生する可能性は否定されません。ただし、仮に受注者において調整が生じる場合、その内容は技術的事項が中心になると想定されるため、当該事項を取り扱わない者との調整が発生することは基本的には想定されません。 ※「他の事業者・大学」が「EU 内の者」を指しているか「国内の者」も含めているのかが判然としませ	2025 年 7 月 3 日

					んが、4で国内の者について質問していることを踏まえ、前者を前提とした回答を記載しています。	
4	V 評価項目一覧	p.34	2 技術等の評価項目、 評価基準及び配点 1.2.4 拡張性	「実証対象となる発行者、学生、検証者といったそれぞれの役割及び実際の作業、操作等を具体化するに十分な検討をすることが、提案書に具体的かつ明確に明記されているか。」とありますが、実機での疎通検証において、日本側の学生や大学の事務担当者が参加することまで想定されていますでしょうか。	本評価項目は、実際の参加者についての項目ではなく、教育クレジット(VC)の発行～検証という一連のフローに関して、各実証対象(Issuer・Holder・Verifier)が行うべき作業を具体化し、構築する実証環境及び検証項目を精査する必要があることを鑑みて、それが十分に実施出来ることを示す提案であるか否かを評価する項目であるにご理解頂ければ幸いです。 なお、日本側の学生や大学の事務担当者の参加有無について特段の定めはございません。参加させる予定である場合には、その旨も提案書に記載ください。	2025 年 7 月 3 日
5	III 仕様書、 V 評価項目一覧	p.20	6.1 事業実施体制 6.2 作業要員に求める資格等の要件 2 組織の経験・能力	「責任者」と「プロジェクトマネージャー」として各1名を指名し、6.2 資格等要件の①と②を分担（各1名が各一方の資格を有する）して満たすことでよろしいでしょうか。	調達仕様書 6.2「作業要員に求める資格等の要件」には、「責任者・プロジェクトマネージャーに求める資格等の要件」として両者を並列に規定しております。また評価項	2025 年 7 月 3 日

				「責任者」と「プロジェクトマネージャー」のそれぞれに①②の両方を満たす要員を指名することは一般的に対応可能な技術者が限られることから応札可能性を狭めるものと推測します。	目2「組織の経験・能力」においても、「責任者及びプロジェクトマネージャーに、デジタル・アイデンティティ、トラストサービスに関する専門知識及び当該領域に関する国内外の政府や関係団体、民間事業者における調査の実績を、少なくとも1件有した者を指名しているか。」と記載しており、責任者とプロジェクトマネージャー双方に「作業要員に求める資格等の要件」における①②の要件が求められるとご理解下さい。 なお、デジタル・アイデンティティ、トラストサービスは共に広範な概念ではありますが、これらに関連する具体のユースケースについての経験も実績として含みうるものと考えられます。	
6	入札説明書	p.16 ～ 17	事業内容について	今回の実証内容については、ウォレットを運用するプラットフォームの実証を行うのか、EU側と日本の大学の相互運用性の実証を行うのか、もしくはその両方の実証を行うのか、仕様書からは読み	本実証では、日-EU間で教育クレデンシャルの発行、提示及び検証を模擬するための環境を準備し、実際に教育クレデンシャルの疎通実証を行うこととしております。	2025 年 7 月 4 日

				取りにくかったので、教えていただきたい。	本事業は、他国との交渉内容に関わる実証であることから、仕様書中では概要のみを提示し、提案に必要な詳細な情報については、資料請求の連絡をした者のみに別途送付することとしております。 ※資料請求につきましては、「Ⅰ.入札説明書」p.1～2「4.入札説明会の日時および場所」をご参照ください。	
7	「令和7年度日EU間における教育クレデンシャルの相互運用に係る実証」仕様書	p.16	3.1 日EU間におけるウォレットを用いた疎通実証	本実証事業において、連携を予定している大学が以下の条件を満たしています： - 文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択校 - オープンバッジに関する実績および教育クレデンシャルの発行経験あり 当該大学は、ユースケースに応じて発行者または検証者のいずれかの役割を担う想定です。 そこで、実証に必要な「大学の関与の程度」について以下を確認させていただきます：	以下、回答いたします。 1. 大学との関係は、契約や覚書（MOU）等の文書による証明が必要か →特段必要ございません。 2. 検証用VCの発行・検証にあたって、大学による署名・確認等の関与が必須か、あるいは模擬的対応でも可とされるか →No.4にて記載のとおりです。大学による関与がある場合、関与がなく模擬的対応となる場合のどち	2025 年 7 月 4 日

				1. 大学との関係は、契約や覚書 (MOU) 等の文書による証明が必要か 2. 検証用 VC の発行・検証にあたって、大学による署名・確認等の関与が必須か、あるいは模擬的対応でも可とされるか 3. 上記以外に、大学が実証に関与する上で必要な事項や最低限求められる対応があればご教示ください 以上、ご確認のほどよろしくお願いいたします。	らも問題ございません。 3. 上記以外に、大学が実証に関与する上で必要な事項や最低限求められる対応があれば→特段ございません。	
8	事業内容 (仕様書)	p.16	3.1.1 実証対象とするユースケース	EU 側の大学について、すでにアサインされているのでしょうか。それとも、日本側から別途アサインする必要があるのでしょうか。	No.1,3 の回答のとおり、ベンダーを含め EU 側のステークホルダに関しては決まっていないと承知しております。なお、EU 域内の大学が関与する場合は EU 側が別途決定するものと考えられます。	2025 年 7 月 9 日
9	事業内容 (仕様書)	p.16	3.1.1 実証対象とするユースケース	EU 側の大学とのやり取りについては、遠隔での対応で問題ないでしょうか。別途 EU の現地にて対面でやり取りが必要なのでしょうか。	EU 側の大学とのやり取りが発生する場合、遠隔の対応 (オンライン会議など) で問題ございません。	2025 年 7 月 9 日
10	実証要件及び検証事項の追加説明資	p.5	①日⇒EU—実証環境の概要	黄色マーカー部分「実証においては模擬又は省略する可能性がある事項」とあり	省略等については日 EU 政府間の調整・交渉の結果として生ずるも	2025 年 7 月 9 日

	料			ますが、委託事業社側の希望により省略が可能でしょうか？	ののみを想定しております。委託事業者の都合や希望等により、実証環境に変更が生じることは基本的に想定しておりません。	
11	実証要件及び検証事項の追加説明資料	p.6	ユースケース①の実証における技術要件/機能要件について(前提)	クレデンシャルを発行する際に、利用者側から申請をされる想定されていますが、それ以外のユースケースは想定されていませんか？	本実証は(EUもしくは日本の)学生が申請者として教育クレデンシャルの発行者である大学等に対し教育クレデンシャルの発行の申請を行うユースケースを現時点で想定しています。	2025 年 7 月 9 日
12	実証要件及び検証事項の追加説明資料	-	-	実証にあたっては日本側の大学を提案企業にて具体的にアサインして大学提携で行うという認識で良いでしょうか？	本事業の実施に際しては、仕様書に記載のとおり「スーパーグローバル大学創成支援事業」や「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業」等における採択実績があり、大学の国際化に積極的に取り組んできた実績があるとともに、日本における教育クレデンシャル発行の実績がある大学(以下「大学」という。)等との連携を前提にしており、この点を踏まえて提案いただくことを想定しています。 なお、疎通検証を行う場面での日	2025 年 7 月 9 日

					本側の学生や大学の担当者の参加有無については、No.4 の回答のとおり特段の定めはございません。参加させる予定である場合には、その旨も提案書に記載ください。	
13	実証要件及び検証事項の追加説明資料	-	-	実証において日本側の大学を提案企業側でアサインする場合、提携校の学校数には指定がありますか？具体的には1校と実施する若しくは複数校との実施を推奨するなど想定がありましたら教えてください。	連携する大学数について特段指定はございません。	2025 年 7 月 9 日
14	-	-	-	日→EU、EU→日共に対面(オフライン)での Verify もスコープに入るという理解で良いか (Issue は SD JWT VC, mdoc, Presentation は OID4VP, ISO-18013-5 両方対応)	本実証は一連の流れについてオンライン完結を想定しており、検証に関する行動も基本的にはオンラインを想定しています。	2025 年 7 月 11 日
15	-	-	-	プロジェクト管理において、EU 政府機関や、大学との直接の会話は求められるか。IPA 様を経由するか。	No.3 の回答のとおり、今後 EU 側のウォレット事業者以外に調整が発生する可能性は否定されません。ただし、仮に受注者において調整が生じる場合、その内容は技術的事項が中心になると想定されるため、当該事項を取り扱わない者との調整が発生することは基本	2025 年 7 月 11 日

					的には想定されません。	
16	-	-	-	実証において、EU 側のベンダと、日本の開発チームとの直接の会話は求められるか	No.2 の回答のとおり、技術的事項を中心に、受注者による調整がより効果的・効率的な内容については受注者が調整を担うことを想定しております。当該内容以外について受注者が調整を担うことは基本的には想定しておりません。	2025 年 7 月 11 日
17	I. 入札説明書	p.2	6. 入札書等の提出方法及び提出期限等	入札金額について、その詳細を示す積算見積等のご提出は必要でしょうか またフォーマットや記載する際の規則等がありましたらご教示いただけますと幸いです	入札説明書 P3 14.その他(3)に記載のとおり、落札者となった場合に入札内訳書として提出いただきます。なお、様式の指定や記載する際の規則はございませんが、内訳は仕様書に示す内容と整合を取る必要があります。 詳細につきましては落札後に説明いたします。	2025 年 7 月 11 日